

受診はお済みですか

生活機能評価 ぎふ・すこやか健診

～受診期限は10月30日までです～

平成22年度「生活機能評価」ぎふ・すこやか健診」をお申し込みいただいた方には6月中旬に受診券を郵送しています。

受診券をお持ちの方で、まだ受診がお済みでない方は、受診期限が10月30日までとなっておりますので、実施する医療機関にご予約の上、期限までに受診しましょう。

生活機能評価

問合先 高年介護課
35-2940

ぎふ・すこやか健診

問合先 市民課
35-3495

エコ住宅の新築 エコリフォームに補助 補助額 最大45万円

市では、国の「住宅エコポイント制度」を活用した住宅について助成する「住宅エコ推進補助」を実施中です。ぜひご活用ください。

対象工事

住宅エコポイントの対象で、市内業者（個人事業者を含む）と契約を締結した工事（契約相手が建設業の許可を受けた事業者の支店・営業所などの場合は、平成21年1月1日以前に法人設立（開設）申告書が受理された者に限り）

▽エコ住宅の新築の場合

平成21年12月8日から平成22年12月31日までに着工した工事

▽エコリフォームの場合

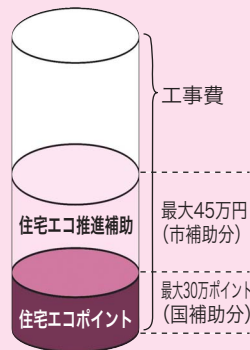
平成22年1月1日から12月31日までに着工した工事

対象者

対象工事を行って住宅エコポイントの発行を受けた市民または市内に住所を有する法人

補助額

住宅エコポイント制度で発行されたポイント数の最大で1.5倍の相当額（最大45万円）



申請方法

平成24年3月31日までに、申請書にポイント通知ががきの写し（原本持参）、工事の契約書または領収書の写し、住宅の位置図を添えて都市整備課または支所基盤産業課へ提出してください。

申込問合先 都市整備課
35-3159
各支所基盤産業課

住宅エコポイントとは

高い省エネ効果のあるエコ住宅の新築やエコリフォームに対して、さまざまな商品やサービスと交換可能なポイントが発行される制度です。

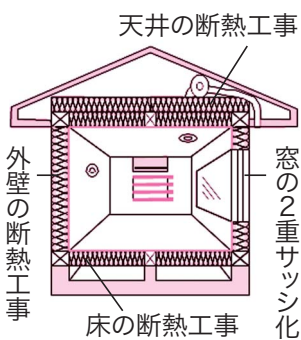
対象工事と発行ポイント数

▽エコ住宅の新築の場合

省エネ法のトッププランナ基準相当の住宅または次世代省エネ基準を満たす住宅（エコポイント対象住宅証明書などが必要）

▽エコリフォームの場合

- ・30万ポイント
- 次の①または②の改修工事
 - ①窓の断熱改修（内窓の設置やガラス交換など）
・1カ所あたり2000～18000ポイント



②外壁、屋根、天井または床の断熱改修
・3万～10万ポイント（施工箇所による）

※①または②と併せてバリアフリーリフォームを行う場合、ポイントが加算されます（1カ所あたり5000～25000ポイント）

※いずれの場合も、住宅エコポイント事務局に登録され、基準を満たす製品を使用する必要があります。

市内のポイント申請場所

- （問屋町）
37-1155
（株）ぎふ建築住宅センター
飛驒出張所（昭和町3）
34-0253
- （株）山西高山店（松本町）
35-2535
- 辻井硝子建材（株）
（国府町三川）
72-1018

問合先 住宅エコポイント事務局
505-004717
（有料）